

市県民税の申告相談

2月7日(金)から始まります

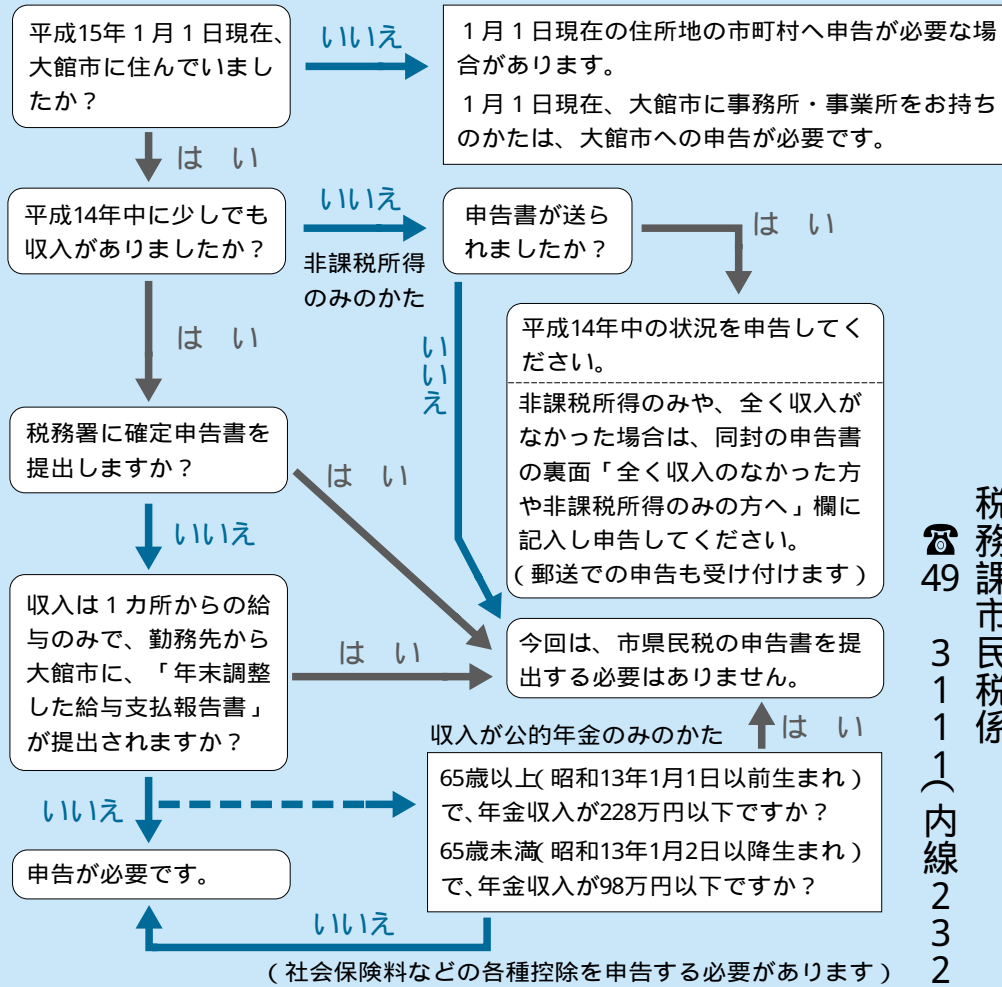
お問い合わせは、

税務課市民税係

☎ 49 3 1 1 1 (内線 2 3 2)

あなたは申告が必要ですか？

スタート



詳細は本文を参照してください。

2月7日(金)から平成15年度分(14年中の所得に関する)市県民税の申告相談が始まります。個人の市県民税の税額は、皆さんから提出していただく申告書から算出されます。期限までに申告しない場合や誤った申告をした場合、控除が一部できなくなるほか所得証明書も発行できなくなります。また後で税額が追加されることもありま。期間内に正しい申告をしましょう。

申告が必要なかたは

15年1月1日現在、大館市に住んでいて、14年中(14年1月12月)に、営業等や農業、不動産(地代、家賃)、給与(中途退職、主たる勤務先以外からの給与を含む)などの所得があったかた

14年中に所得がなかったが、市県民税申告書が送られたかた
 ・この場合、市県民税申告書裏面の「収入のなかった方や非課税所得のみの方へ」欄に記入のうえ、申告してください(郵送で申告できます)。

大館市に住んでいなかったが、15年1月1日現在、大館市に事務所、事業所をお持ちのかた
 申告書は13年中の所得の状況を参考にして送付しています。14年中に配当、公的年金以外の年金や、生命保険の満期受取金などの所得があったかたは申告書

が送られなくても申告が必要で。申告書をお送りしますのでご連絡ください。

申告が不要なかたは

所得税の確定申告書を税務署へ提出するかた
 収入が1カ所からの給与と所得のみで、年末調整をした給与支払報告書が勤め先から市役所へ提出されているかた

(勤め先でご確認ください)

収入が公的年金のみの65歳未満(昭和13年1月2日以降生まれ)のかたで、年金収入合計額が98万円以下のかた
 収入が公的年金のみの65歳以上(昭和13年1月1日以前生まれ)のかたで、年金収入合計額が228万円以下のかた

ただし、確定申告書を税務署へ提出する場合を除き、医療費、社会保険料などの各種控除を受けようとするかたや、年末調整時に合算していない給与があるかたは、申告が必要です。

会場へ行くまでの準備

営業等所得・不動産所得があるかた
 営業等所得や不動産所得があると思われるかたには、市県民税申告書と一緒に収支内訳書をお送りしています。収支内訳書を作成のうえ、申告書に添付してください。14年中に新たに事業を始めたか